

障害者控除対象者認定用意見書

記入日 年 月 日

| | | | | |
|----|----------------------|-------------|--------|---------|
| 氏名 | フリガナ | 男 ・ 女 | 住 所 | 連絡先 () |
| | 明・大・昭 年 月 日生 (歳) | | | |

上記の申請者に対する意見は以下のとおりです。

医療機関名所在地

記入者 職名

氏名 (印)

| | | |
|--|-----|--|
| 治療（受診）の状況 <input type="checkbox"/> 入院中 <input type="checkbox"/> 要通院：月・週 回 | 疾患名 | |
|--|-----|--|

1 障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）

「障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）判定基準」の活用について（平成3年11月18日老健第102-2号）に基づいて判定をお願いします。（該当するランクにチェックをしてください。）

■ 年12月末時点での障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）の状況については
自立 J 1 J 2 A 1 A 2 B 1 B 2 C 1 C 2 です。

備考

2 認知症高齢者の日常生活自立度

「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」の活用について（平成5年10月26日老健第135号）に基づいて判定をお願いします。（該当するランクにチェックしてください。）

■ 年12月末時点での認知症高齢者の日常生活自立度の状況については
自立 I II a II b III a III b IV M です。

備考

- ・この意見書は身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・戦傷病者手帳の交付を受けていない方で、所得税・市県民税の障害者控除を受けていない市内居住の65歳以上の高齢者に対して、障害者に準ずる状況（認知症・寝たきりの状態など）がある場合、申請及び審査を経たうえで、所得税・地方税法上の障害者控除の認定を行うための資料として使用します。
- ・意見書に要する文書料につきましては本人が負担します。

問合せ先

姶良市 福祉部 長寿・障害福祉課 長寿福祉係

電 話：0995-66-3251

FAX：0995-65-6964

(参考) 障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）判定基準

| | | |
|-------|------|---|
| 生活自立 | ランクJ | 何らかの障害等を有するが、日常生活はほぼ自立しており独立で外出する 1 交通機関等を利用して外出する 2 隣近所へなら外出する |
| 準寝たきり | ランクA | 屋内での生活は概ね自立しているが、介助なしには外出しない 1 介助により外出し、日中はほとんどベッドから離れて生活する 2 外出の頻度が少なく、日中も寝たきりの生活をしている |
| 寝たきり | ランクB | 屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが座位を保つ 1 車椅子に移乗し、食事、排泄はベッドから離れて行う 2 介助により車椅子に移乗する |
| | ランクC | 一日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替えにおいて介助を要する 1 自力で寝返りをうつ 2 自力で寝返りもうたない |

(参考) 認知症高齢者の日常生活自立度判定基準

| ランク | 判定基準 | 見られる症状・行動の例 |
|-------|---|--|
| I | 何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している | |
| II a | 家庭外で日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる状態が見られる | たびたび道に迷うとか、買物や事務、金銭管理などそれまでできたことにミスが目立つ等 |
| II b | 家庭内でも日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる状態が見られる | 服薬管理ができない、電話の応対や訪問者との対応など一人で留守番ができない等 |
| III a | 日中を中心として日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さがときどき見られ、介護を必要とする状態が見られる | 着替え、食事、排便、排尿が上手にできない、時間がかかる。やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声・奇声をあげる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等 |
| III b | 夜間を中心として日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さがときどき見られ、介護を必要とする状態が見られる | 着替え、食事、排便、排尿が上手にできない、時間がかかる。やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声・奇声をあげる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等 |
| IV | 日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする | 着替え、食事、排便、排尿が上手にできない、時間がかかる。やたらに物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声・奇声をあげる、火の不始末、不潔行為、性的異常行為等 |
| M | 著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする | せん妄、妄想、興奮、自傷・他害等の精神症状や精神症状に起因する問題行動が継続する状態等 |